

報告第1号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	庁有車による車両 損傷事故	5万9,290円	令和5年11月13日午後3時40分頃、職員が庁有車で環状8号線（多摩川一丁目2番先）の片側3車線道路の左側車線を走行中、中央車線への車線変更のタイミングを計っていたところ、左側車線の前方に停車中の相手方車両を認識するのが遅れ、車線変更をする際に相手方車両に接触し、当該相手方車両のドアミラーが損傷した。 (総務部)
		令和5年12月15日	
2	区営住宅敷地内に 設置した看板落下 による車両損傷事 故	34万472円	令和5年9月8日、区が大田区営池上三丁目アパートの敷地に設置し、管理している空家総合相談窓口案内看板が落下し、当該アパートの駐車場に駐車していた相手方車両の左側面が損傷した。 (まちづくり推進部)
		令和5年11月21日	

## 報告第2号

### 貳之橋架替工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金3億2,450万円
第1回変更後金額	金3億2,078万8,600円
今回変更後金額	金3億4,025万5,575円

#### 2 専決処分日

令和6年1月12日

#### (説明)

令和3年第2回区議会定例会において議決された、貳之橋架替工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用したため、一部変更した。

## 報告第3号

大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金14億4,650万円
第1回変更後金額	金14億5,308万9,000円
今回変更後金額	金14億9,758万4,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月28日

(説明)

令和4年第4回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他工事請負契約について、防水工事を一部追加したことなどのため、一部変更した。

## 報告第4号

仮称大田区田園調布せせらぎ公園体育施設新築その他工事請負契約の専決  
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39  
年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額 金12億6,115万円

今回変更後金額 金12億9,520万6,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月18日

（説明）

令和4年第3回区議会定例会において議決された、仮称大田区田園調布せせら  
ぎ公園体育施設新築その他工事請負契約について、池の撤去に伴い排水したとこ  
ろ、想定より石が多く存在し、移設する石の数量が増加したことなどのため、一  
部変更した。

## 報告第5号

大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約の専決処分の報告  
について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額 金2億4,750万円

今回変更後金額 金2億4,821万5,000円

#### 2 工期

当初工期 令和6年3月14日

今回変更後工期 令和6年3月29日

#### 3 専決処分日

令和6年1月5日

(説明)

令和5年第2回区議会定例会において議決された、大田区立京浜島三丁目資材倉庫増築その他工事請負契約について、地中障害物が発見され、調査をする必要が生じたため、一部変更した。

## 報告第6号

大田区糶谷・羽田地域庁舎外壁改修その他工事請負契約の専決処分の報告  
について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額 金1億9,800万円

今回変更後金額 金2億500万7,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月25日

(説明)

令和5年第2回区議会定例会において議決された、大田区糶谷・羽田地域庁舎外壁改修その他工事請負契約について、足場設置後に調査を行ったところ、外壁改修の補修箇所が増えたことなどのため、一部変更した。

## 報告第7号

大田区立石川町文化センター大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金1億5,840万円
第1回変更後金額	金1億6,047万9,000円
今回変更後金額	金1億6,593万5,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月28日

(説明)

令和5年第1回区議会臨時会において議決された、大田区立石川町文化センター大規模改修工事請負契約について、撤去工事の内容を変更する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

## 報告第8号

大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金7億7,000万円
第1回変更後金額	金7億7,409万2,000円
今回変更後金額	金7億7,248万6,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月28日

(説明)

令和4年第4回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ特定天井改修その他機械設備工事請負契約について、特定天井補強工事に干渉しない一部配管等を利用することが可能となったことなどのため、一部変更した。



## 報告第9号

大田区民プラザ舞台照明設備改修工事請負契約の専決処分の報告について  
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

### 記

#### 1 契約金額

当初金額	金2億8,831万円
第1回変更後金額	金2億9,106万円
今回変更後金額	金2億9,254万5,000円

#### 2 専決処分日

令和5年12月28日

(説明)

令和4年第4回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ舞台照明設備改修工事請負契約について、舞台部分における、特定天井補強工事に干渉する配線の撤去及び新設の必要が生じたため、一部変更した。

## 報告第 10 号

大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 記

#### 1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 625 万円

今回変更後金額 金 2 億 710 万 8,000 円

#### 2 専決処分日

令和 5 年 12 月 28 日

(説明)

令和 4 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区民プラザ舞台機構改修工事請負契約について、舞台部分における、特定天井補強工事に干渉する配管の撤去及び新設の必要が生じたため、一部変更した。